

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 代表取締役社長 村田 光央
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年10月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 A C S L
証券コード	6232
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	キャンター フィッツジェラルド ヨーロッパ (Cantor Fitzgerald Europe)
住所又は本店所在地	英国 E14 5HU ロンドン カナリー・ワーフ ファイブ・チャーチル・プレイス（5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU）
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー38階 キャンターフィッツジェラルド証券株式会社 証券業務部 証券業務部長 中島 有子
電話番号	03-4589-9221

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年10月14日
訂正箇所	2025年10月20日に提出した変更報告書No.1の記載に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第3項

（訂正前）

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年10月14日現在）	V	17,461,818
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		8.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.55

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年10月14日現在）	V	17,461,818
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $T / (U+V) \times 100$ ）		8.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		5.55

（注）発行済株式等総数は、前回報告書の報告義務発生日（2025年9月22日）以降、2025年10月14日を払込期日とする第三者割当増資により542,000株増加して、上記のとおり17,461,818株となっております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は2025年9月3日付の第2回新株予約権及び第3回新株予約権並びに2025年9月22日付の第4回新株予約権及び第5回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」という。）の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）に対して売却する意向である。

本新株予約権の譲渡の際に発行者の書面による承認が必要である。

発行者は、所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも提出者による一部又は全部の本新株予約権の行使を停止することができる（但し、提出者が発行者普通株式の売却につき既に約定している場合の当該発行者普通株式に対応する本新株予約権の行使を除く。）。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行者と提出者は2025年9月3日付の第2回新株予約権及び第3回新株予約権、2025年9月22日付の第4回新株予約権及び第5回新株予約権並びに2025年10月14日付の第6回新株予約権及び第7回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」という。）の第三者割当に関して、割当契約を締結した。同契約に基づき、提出者は、海外機関投資家（その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家をいう。）に対して売却する意向である。

本新株予約権の譲渡の際に発行者の書面による承認が必要である。

発行者は、所定の手続に従い通知を行うことにより、いつでも提出者による一部又は全部の本新株予約権の行使を停止することができる（但し、提出者が発行者普通株式の売却につき既に約定している場合の当該発行者普通株式に対応する本新株予約権の行使を除く。）。